

群馬県教育委員会教育長 へ

年 月 日

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(前倒し申請)

(注) この申請書において、「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は、単に「非課税」と便宜上略して表記します。

(注) 4月2日以降の家計急変申請においては、「4月1日現在」を「基準日現在」と読み替えます。

次の7点を確認のうえ、□にレ印を付けてください。

- 私は基準日現在、群馬県内に住所を有しています。また、この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、群馬県教育委員会の求めに従い、その全額を即時返還します。
- 私は当該高校生について、群馬県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く))の支弁対象ではありません。
- この申請書及び添付書類の内容について、群馬県教育委員会又は校長が関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。
- 奨学のための給付金の認定事務に必要な範囲において、群馬県教育委員会が保有する私の高等学校等就学支援金の認定及び受給状況に係る情報を利用することに同意します。
- 高等学校等就学支援金等の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、群馬県の求めに従い、その全額を即時返還します。

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金(前倒し)の受給を申請します。

※複数の高校生等を扶養している場合、同じ学校であっても一人ずつ申請書の提出が必要です。

※前倒し申請を行ったとしても、7~3月分の奨学のための給付金を受給するためには、7月以降に再度申請が必要です。

※太枠内の各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を付けてください。

申請者(保護者等)

ふりがな		住所	〒	群馬県	
氏名		メールアドレス			
TEL		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人	<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親
※日中連絡が取れる電話番号			<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 生徒本人	<input type="checkbox"/> その他()

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	平成	年	月	日			
氏名			(4月1日現在の年齢 歳)						
在学する学校	学校の名称等	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 県立 <input type="checkbox"/> 市立 <input type="checkbox"/> 組合立 (高等・教育) 学校 科 (学年 年)							
	学校の種類・課程	<input type="checkbox"/> 高等学校(全日制) <input type="checkbox"/> 高等学校(定時制) <input type="checkbox"/> 高等学校(通信制) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1年) ※中等教育学校後期課程は、新入学に当たらないため前倒しの対象となりません。							
在学期間	在学期間	年 月 日 ~ 現在 年 月 日 ↑ 全員記入 ↑ 基準日後に転学又は退学した場合に記入							
	原級留置の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有							
過去の高等学校等における在学期間	転学の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (【有】の場合、下表を記入してください。)							
	学校名	課程	在学期間	在学中に給付金を受給した回数					
	<input type="checkbox"/> 国公立	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制	年 月 日	なし	1回	2回	3回	4回	不明
	<input type="checkbox"/> 私立 学校	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> その他	~ 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 国公立	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制	年 月 日	なし	1回	2回	3回	4回	不明	
<input type="checkbox"/> 私立 学校	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> その他	~ 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【2】生活保護法に基づく生業扶助受給の有無等について

本年4月1日現在、私の世帯は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を	<input type="checkbox"/> 受給しています。	左の事実が確認できる証明書(世帯全員の記載があり、本年4月1日現在の受給が確認できるもの)を提出します。 【3】の記入は不要です。
	<input type="checkbox"/> 受給していないこと、また私が主として、生徒本人を扶養していることを誓約します。	→ ※裏面の記入に進んでください。

※県記入審査欄 8,075円(生業扶助) 35,925円(全定) 12,625円(通)
 対象外

【3】保護者等について、該当する口にレ印を付けてください。

(1-1) 次の者の課税証明書等を提出します。(家計急変は収入(所得)状況も確認できるもの。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 ※生徒が未成年(18歳未満であり、親権者(両親)が2人存在する場合)
		親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	<input type="checkbox"/>	離婚、死別等により親権者が1名の場合
	<input type="checkbox"/>	親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等 <small>具体的な理由: ※海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。</small>
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) <small>※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</small>
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等) 2名分 <small>生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</small>
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者(※) 1名分 ※生徒の生計をその収入により維持している者。
⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等

(1-2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名(保護者等A)	生徒との続柄	氏名(保護者等B)	生徒との続柄

(1-3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	課税証明書等の確認対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

振込先の通帳等の写し貼付欄

- ・通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可。
- ・通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義カナ及び口座番号が表示されているページ)をコピーして提出。
- ・クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。不正に受給した場合は、法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)に基づき、刑罰が科される場合があります。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、主として在学している学校に申請してください。

**※学校受付
印**